

平成18年6月1日

各 位

会社名 フルサト工業株式会社
代表者名 取締役社長 古里 龍平
(コード 8087 東証・大証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 小倉 隆
(TEL.06-6946-9605)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年5月9日に開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の内容について、一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。(訂正箇所は網掛け部分であります。)

記

(訂正前)

1. 定款変更の目的

- (1)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、現行定款第4条の当社の公告の方法を変更するものであります。
- (2)平成18年5月1日に施行された「会社法」(平成17年法律第86号)に基づき、必要な規定の整備を行うものであります。
なお、第27条の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- (3)その他、文言の変更および条数の繰下げ等を行うものであります。

(訂正後)

1. 定款変更の目的

- (1)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、現行定款第4条の当社の公告の方法を変更するものであります。
- (2)「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行なうものであります。
単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに伴い株主総会参考書類等をイン

ターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

取締役および監査役が、その期待される役割を十分発揮できるように、取締役および監査役の責任免除ができる旨の規定および社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。

なお、第 27 条の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行なうものであります。

(3)その他、文言の変更および条数の繰下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(訂正前)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長になる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、<u>予め定めた順序に従い</u>、他の取締役が<u>これに代る</u>。</p> <p>3. <u>取締役会の招集は、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会において、<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる</u>。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長になる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p>3. <u>取締役会の招集は、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

(訂正前)

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 24 条 監査役は、互選により常勤監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 24 条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p>

以上